

判決年月日	平成22年9月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成22年(行ケ)第10036号		
特許法29条2項の判断に際して、先行技術から出発して当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという程度の示唆等の存在していたことが必要であるとされた事例			

本件は、原告が、特許庁に対し、発明の名称を「医療用器具」とする発明についての特許権者である被告を被請求人として、無効審判請求をしたが、無効不成立の審決を受けたことから、知的財産高等裁判所に対し、その審決の取消訴訟を提起した事案である。

本判決は、取消事由4（相違点に係る容易想到性判断の誤り）について、次のとおり判示した。すなわち、「発明の特徴は、当該発明における課題解決を達成するために採用された、当該発明中これに最も近い先行技術との相違点たる構成中に見いだされる。したがって、当該発明の容易想到性の有無を判断するに当たっては、先行技術と対比した、当該発明の課題を達成するための解決方法がどのようなものであるかを的確に把握することが必要となる。そして、当該発明が特許されるか否かの判断に当たっては、先行技術から出発して当該発明の相違点に係る構成に至ることが当業者において容易であったか否かを検討することになるが、その前提としての先行技術の技術内容の把握、及び容易であったか否かの判断過程で、判断の対象であるべきはずの当該発明の『課題を達成するための解決手段』を含めて理解する思考（事後分析的な思考）は、排除されるべきである。そして、容易であったか否かの判断過程で、先行技術から出発して当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという程度の示唆等の存在していたことが必要であるというべきである（知的財産高等裁判所平成20年(行ケ)第10096号平成21年1月28日判決参照）。」と述べた。そして、本件特許発明は原告ら主張の引用文献に基づいて容易に発明することができたとはいえないと判断し、無効不成立審決の取消請求を棄却した。